

性犯罪に関する刑法改正を求める意見書

性犯罪は被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、その心身に対し長年にわたる多大な苦痛を与え続ける悪質重大な犯罪である。2017年には刑法の性犯罪規定について、強姦罪を強制性交等罪として定義を広げ法定刑の下限を引き上げる等、およそ110年ぶりに大幅な改正が行われた。

しかし、2019年には被害者の意に反する行為であると認定されながらも無罪とされる判決が相次ぐ等、現行の規定でも不十分であることが指摘されている。同意のない性行為があったことが明らかでも「暴行・脅迫」「抗拒不能」などの要件を証明しない限り加害者は罪に問われない等、いまだに日本では性被害が性犯罪として成立するためのハードルが非常に高くなっている。

また、日本の性交同意年齢は13歳であり、G7の中で最も低く明治時代から変更されていない。性交同意年齢とは、性行為の同意能力があるとみなされる年齢の下限であり、性行為がどのような行為かを理解し、自分が性行為をしたいか、したくないかを判断できる年齢とされ、13歳で性交同意の判断が可能かどうか現状に合わせ見直す必要があると考える。

2017年改正法の附則には「施行後3年を目途として施策の在り方を検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずること」とされており、2017年改正法から3年を迎えた今、より被害者に寄り添った再改正を求める声が高まっている。

よって、町田市議会は政府に対し、下記の点を踏まえた上で、性犯罪に関する刑法規定の見直しに取り組むよう強く求める。

記

- 1 強制性交等罪の「暴行・脅迫要件、抗拒不能要件」を見直し、被害者が恐怖等により抵抗できない場合、被害者が若年者である場合、被害者の意思に反している場合等に適切な処罰が行われるよう、被害者に寄り添った刑法改正を行うこと。
- 2 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの整備促進、支援員育成、財政支援を行うとともに、警察への届けの有無に関係なく、適切かつ十分な被害者支援を行う体制を整える「性暴力被害者支援法」を制定すること。

- 3 夫婦間での性被害、男性やL G B T s 被害者がワンストップ支援センターを利用できるよう周知を図り、適切に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。